

北 B M 第 31 号

平成 24 年 7 月 25 日

北海道労働局長 様
北海道地方最低賃金審議会長 様

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

最低賃金引上げに関する要望

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、ビルメンテナンス業界並びに当協会に対しまして、日ごろから、ご指導ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、現在、官公庁で行われている建築保全業務の入札では、審議会の付帯意見にもかかわらず、年度途中での料金の見直しにも応じていただかず、入札改善で要望している労働関係法令の遵守も履行要件とされておりません。

このため、不良・不適格業者の参入による不公平・不公正な行き過ぎた低価格競争を余儀なくされ、本年度の労働局の施設における入札においても、最低賃金の支払いすら難しいと思われる事例もありました。

私たちの仕事に係る契約金は、ユーザーにとっては「安心して過ごすことのできる快適な環境」を維持・確保するためのコストであることから、経済状況が悪化すればするほど、ユーザーはコストの削減を進め、そこには、快適な環境の維持・確保のために働く人たちの安全な労働環境や賃金については、考慮されにくい状況にあります。

このことは、民間も官庁関係も同じで、そのために、十数年に亘って低価格入札が続いてきているものと思います。

最低賃金の決定に当たっては、その地域での生計費や賃金の上昇率、企業の支払い能力に基づくことを大前提とし、「成長力底上げ推進円卓会議（H19.7）」において、生活保護との整合性を勘案して決定されることとなっております。

このことにより、平成 19 年以降、毎年大幅な引上げが行われてきましたが、平成 22 年度の生活保護水準の見直しに伴い、乖離額がさらに大きくなり、企業の支払い能力限界の 14 円も引上げられました。

また、「雇用戦力対話会議（H22.6）」と中央最低賃金審議会の名目審議において、平成 23 年までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る経済成長を前提としております。

全国の GDP はリーマンショック後も低水準ながらプラス成長しているにもかかわらず、平成 13 年以降の北海道内の GDP および就業者一人当たりの GDP は一貫して減少し続け、特に平成 17 年以降は急落しており、公共事業の発注額も平成 23 年度には一兆円を割ることとなりました。

北海道の財政力指数も全国 31 位と、経済は減退傾向にあります。

生活保護基準も全国 8 位、住民一人当たりの生活保護費は 3 位、完全失業率も 11 位と高く、本道の経済力からは、極めて負担が大きいものと思われます。

このように非常に厳しい経済情勢でありながら、生活保護費と最低賃金の乖離は、昨年までは 17 円でしたが、今年はさらに広がり 30 円となっております。

私たちの業界は、人件費が生産費の 80%以上を占める労働集約型であり、冒頭に述べましたように厳しい経営環境のため、多くの従業員には最低賃金での支給が限界であり、通常の改正の場合でも年金や社会保険など法定福利費を含めた上昇分の財源確保に苦慮しており、年々営業利益および増収率ともに減少してきております。

このように生活保護費が年々増加し続けますと、この乖離を解消するため、毎年のように大幅な引上げが続くことは、非常に厳しい経営環境と経済情勢の中、私たちの支払い能力を超えるものであり、「最賃引上げ倒産」それに伴う「最賃難民」とも言える生活保護の対象者が増えることにもなりかねません。

業界における従業員の構成は、正規社員は 5%以下で、時間給対象の非正規社員のうち常勤雇用者は、平成 20 年頃までは 40~42%でありましたが、平成 21 年には 33%まで減少し、それに伴いパートが大幅に増加しております。

このパート労働者に対しても社会保険の適用拡大が検討されているところであります。

最低賃金を引き上げ、社会保険の適用を拡大することで、労働者の生活向上や経済の成長に資すると考えているようですが、雇用を守り続けるためには、倒産する訳にはいきません。

そのため、従業員一人ひとりの労働時間を保険適用以内にまで短縮して対応せざるを得なく、労働者の所得は、かえって減少することになると思われます。

平成 24 年度の最低賃金の審議に当たりましては、これらの状況に特段のご配慮をいただき、慎重に審議をしていただくようお願いする次第であります。

また、生活保護に関しましては、不正受給の増加に加え、年金保険料を払わず、まともにも働かず、保護費の決定の際に手元に残る一部の収入（勤労控除）も保証され、生活保護受給者の方が優遇され、かつてのイギリスのように英国病と呼ばれかねない状況になりつつあることから、国においても減額も検討されているようです。

現行の労働関係法令は、役務サービスのユーザー＝雇用者であった時代に制定されたものであります。

私たちは、ユーザーからの建築保全業務の委託を受け、役務サービスを提供する業態の産業が一般的に広く認知されるようになった今日、雇用者は役務サービスの受託者であり、最低賃金、年金、社会保険および健康診断費用などの法定福利費等の負担と責任を義務付けられていますが、官公庁を含む委託業務発注者には、前述の公的負担が可能な契約金額の保証責任すら求めておりません。

最低賃金は国の統制賃金であり、前述の福利厚生費等も法令で負担が義務付けられていることから、建築保全業務などの役務サービス契約を締結する場合には、発注者も最低賃金および法定福利費等の負担に対する保証責任を負うことを検討していただくよう、厚生労働省および中央審議会へのご進言をよろしくお願い申し上げます。